

公害防止計画の例

下関・宇部地域公害防止計画

平成18年3月
(平成21年3月 一部変更)

山 口 県

目 次

第 1 章	計画の概要	1
第 1 節	計画策定の趣旨	1
第 2 節	計画変更の趣旨	2
第 3 節	地域の範囲	5
第 4 節	計画の目標	5
第 5 節	計画の主要課題	5
1	自動車交通公害	5
2	河川の水質汚濁	5
3	常盤湖等の水質汚濁	5
第 6 節	公害防止計画の期間	5
第 7 節	関係法令による地域指定の概要	5
第 2 章	公害防止施策	10
第 1 節	主要課題への対応	10
1	自動車交通公害対策	10
(1)	主要幹線道路の自動車排ガスに係る大気汚染対策及び騒音対策	10
ア	当該課題に係る状況	10
イ	当該課題に係る要因分析	18
ウ	過去の施策の実施状況及び評価	19
エ	今後講ずる施策及び達成目標	23
(2)	関連諸計画との関係	27
ア	山口県交通安全計画	27
イ	山口県の新しい道路整備計画	27
ウ	都市計画	27
2	河川の水質汚濁対策	28
(1)-1	武久川の B O D に係る水質汚濁対策	28
ア	当該課題に係る状況	28
イ	当該課題に係る要因分析	28
ウ	過去の施策の実施状況及び評価	28
エ	講ずる施策及び達成目標	31
(1)-2	友田川の B O D に係る水質汚濁対策	32
ア	当該課題に係る状況	32
イ	当該課題に係る要因分析	33
ウ	過去の施策の実施状況及び評価	33
エ	講ずる施策及び達成目標	35
(2)	河川の水質汚濁対策に係る共通施策	35

ア	工場・事業場対策	36
イ	生活排水対策	36
ウ	畜産排水対策、農業排水対策	37
エ	調査研究・監視体制整備	37
オ	環境教育・普及啓発	38
(3)	関連諸計画との関係	38
ア	総量削減計画	38
イ	瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画	38
ウ	生活排水対策推進計画	38
エ	流域別下水道整備総合計画	38
3	常盤湖等の水質汚濁対策	39
(1)-1	常盤湖のCODに係る水質汚濁対策	39
ア	当該課題に係る状況	39
イ	当該課題に係る要因分析	39
ウ	過去の施策の実施状況及び評価	41
エ	講ずる施策及び達成目標	42
(1)-2	小野湖のCOD、全窒素及び全りんに係る水質汚濁対策	43
ア	当該課題に係る状況	43
イ	当該課題に係る要因分析	45
ウ	過去の施策の実施状況及び評価	45
エ	講ずる施策及び達成目標	47
(1)-3	豊田湖のCOD、全窒素及び全りんに係る水質汚濁対策	48
ア	当該課題に係る状況	48
イ	当該課題に係る要因分析	50
ウ	過去の施策の実施状況及び評価	50
エ	講ずる施策及び達成目標	52
(2)	湖沼の水質汚濁対策に係る共通施策	53
ア	工場・事業場対策	53
イ	生活排水対策	53
ウ	畜産排水対策、農業排水対策	53
エ	調査研究・監視体制整備	54
オ	環境教育・普及啓発	54
(3)	関連諸計画との関係	54
第2節	大気汚染対策	55
1	大気汚染の概況	55
(1)	測定局数	55
(2)	設置状況	55
(3)	大気汚染の状況等	55

2	光化学オキシダント対策	58
(1)	光化学オキシダントに係る大気汚染の状況	58
(2)	当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況等	60
(3)	講ずる施策及び達成目標	60
ア	発生源対策	60
イ	緊急時対策	61
第3節	水質汚濁対策	62
1	水質汚濁の概況	63
2	河川の水質汚濁対策	69
3	湖沼の水質汚濁対策	69
4	海域の水質汚濁対策	69
(1)	海域の水質汚濁の状況	69
(2)	当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況等	71
(3)	講ずる施策及び達成目標	72
第4節	地下水汚染対策	75
(1)	地下水汚染の状況	75
(2)	当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況等	79
(3)	講ずる施策及び達成目標	79
第5節	土壌汚染対策	81
(1)	土壌汚染の状況	81
(2)	当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況等	81
(3)	講ずる施策及び達成目標	81
第6節	騒音・振動対策	82
1	自動車騒音対策	82
2	新幹線鉄道騒音対策	82
(1)	新幹線鉄道騒音の状況	82
(2)	当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況等	82
(3)	講ずる施策及び達成目標	84
3	航空機騒音対策	85
4	一般騒音等の対策	86
第7節	地盤沈下対策	87
第8節	悪臭対策	87
第9節	廃棄物・リサイクル対策	88
1	過去の施策の実施状況	88
(1)	一般廃棄物	88
(2)	産業廃棄物	88
2	過去の施策の評価分析	89
(1)	一般廃棄物	89

(2) 産業廃棄物	89
3 今後の施策	89
(1) 施策の基本的方向	89
(2) 関連諸計画の概要	90
(3) 廃棄物の発生抑制	91
(4) 減量化・リサイクルの推進	91
(5) 廃棄物の適正な処理の推進	92
第10節 土地利用対策	94
1 対策の基本的方向	94
2 関連諸計画の概要	94
3 土地利用計画の適切な運用	95
4 土地利用対策の推進	96
第11節 監視・観測体制の整備及び調査研究等の充実	97
1 監視・観測体制の整備	97
2 調査研究の充実	98
第12節 環境影響評価等	99
1 施策の基本的方向	99
2 環境影響評価等の実施	99
第13節 環境保健対策・公害紛争処理・不法投棄等不適正処理対策	99
1 健康被害の予防	100
2 公害紛争処理等	100
3 不法投棄等不適正処理対策	100
第3章 自然環境及び地球環境の保全	102
第1節 自然環境の保全	102
1 基本的な方向	102
2 施策の総合的かつ計画的な実施	102
(1) すぐれた自然の保全	102
(2) 森林、農地、水辺等における自然環境の維持・形成	107
(3) 都市地域における自然的環境の確保等	109
(4) 社会資本整備等の事業の実施時の配慮	110
(5) 生物多様性の確保及び野生生物の保護管理	110
(6) 地域づくり等における健全で恵み豊かな環境の確保とその活用	111
第2節 地球環境の保全	113
1 施策の基本的な方向	113
2 地球規模の大気環境の保全	113
(1) 地球温暖化対策	113
(2) オゾン層保護対策	116

(3) 酸性雨対策	-----	116
3 その他の地球環境保全施策	-----	116
第4章 各主体の自主的積極的取組に対する支援施策	-----	118
第1節 各主体の取組	-----	118
1 地方公共団体の取組	-----	118
2 事業者の取組	-----	119
3 住民の取組	-----	119
4 民間団体の取組	-----	120
第2節 環境教育・環境学習等の推進	-----	120
1 環境教育・環境学習等の推進	-----	120
2 環境保全の具体的行動の促進	-----	121
3 環境情報の提供	-----	122
第3節 環境保全に向けた取組の率先実行	-----	122
第5章 計画の効果的実施	-----	124
第1節 計画の推進体制と各主体の連携	-----	124
1 計画の推進体制	-----	124
2 各主体との連携	-----	124
(1) 関係機関との連携	-----	124
(2) 事業者との連携	-----	126
(3) 住民との連携	-----	126
第2節 経費の概要	-----	127
第3節 各種計画との連携	-----	127
1 環境保全計画との連携	-----	127
2 諸計画との連携	-----	127
3 防災型都市づくりに向けた取組	-----	129
第4節 計画の進捗状況の点検	-----	130
1 計画の進行管理	-----	130
2 進捗状況の評価	-----	130
資料 地域の概況	-----	132
第1節 自然環境	-----	132
1 地形	-----	132
2 気象	-----	132
3 水象	-----	132
4 動植物等	-----	133
第2節 人口	-----	134

第3節 産業	134
1 概要	134
2 工業	134
3 農林水産業	134
4 商業	135
5 サービス・観光業	135
第4節 都市環境	135
1 土地利用	135
2 都市計画	135
3 都市施設等	136
4 交通運輸	138

第2章 公害防止対策

第1節 主要課題への対応

1 自動車交通公害対策

(1) 主要幹線道路の自動車排出ガスに係る大気汚染対策及び騒音対策

エ 今後講ずる施策及び達成目標

自動車交通の利便性から、自動車保有台数や自動車交通量は今後とも増加していくことが予想されるため、主要幹線道路の自動車交通公害の改善を図るためには、地域の特性を踏まえながら、これまで実施してきた種々の対策についてさらに効果的な実施方法を検討しつつ、総合的な自動車交通公害対策を推進していく必要がある。

(ア) 達成目標

主要幹線道路沿道における騒音については、下記の個別施策を講じることにより、既設の道路に面する地域については、騒音に係る環境基準が達成され又は維持されるよう努めるものとする。

また、光化学オキシダントについては、発生原因と考えられる窒素酸化物等の排出量の削減を推進することにより、環境基準達成に向けて努力していく。

(イ) 個別対策

A 交通流・交通量対策

以下に掲げる対策を引き続き実施し、交通の誘導・分散等により主要幹線道路における交通流の円滑化を図る。

(A) 信号機及び交通管制システムの高度化

信号機に系統化、半感応化、閑散時半感応化、多現示化等の機能を付加して信号機の高度化を図り、交通管制エリアを拡大するとともに、交通管理の最適化を図るため、新交通管理システム(UTMS)(※)の導入を推進し、表2-1-9に掲げる事業を平成22年度までに推進する。なお、平成20年度については、信号機の高度化を11箇所実施する。

〔※ 光ビーコンを用いた個々の車両との双方向通信により、ドライバーにリアルタイムの交通情報を提供する等、IT技術を利用して、交通の流れを積極的に管理し、「安全・快適にして環境にやさしい交通社会」の実現を目指す交通管理システム。〕

(B) 効果的な交通規制の実施

右折レーンの設置が困難な場所について時間帯による右折禁止の交通規制を実施するなど、交通の状況に対応した効果的な交通規制を実施して交通流の円滑化を図る。

表2-1-9 交通管制システム等整備計画

事業主体名	地域	交通情報提供装置	信号機の高度化
県警察本部	下関市、宇部市	8箇所	36箇所

(注) 県警察本部交通規制課調べ

B 道路構造対策

(A) 道路整備

○ バイパス等の整備

一般国道2号、190号及び191号等の主要幹線道路におけるバイパス、道路拡幅等を沿道環境に配慮しつつ表2-1-10のとおり推進し、交通流の円滑化、分散化を図る。

○ 道路構造の改善

・ 交差点等の改良

交通混雑の著しい交差点について、道路交通の円滑化を図るため、表2-1-11のとおり交差点の改良を行うことにより、付近の交通流の円滑化を推進する。

○ 道路の低騒音舗装

環境基準の達成率の低い地域等今後とも騒音が著しいと認められる箇所については、関係機関と連携し道路の低騒音舗装の維持補修に努めるとともに、表2-1-12に示す箇所において低騒音舗装を実施する計画である。

C 沿道対策

幹線道路の沿道の土地利用計画及び市街地開発事業計画の決定又は変更に当たっては、騒音・振動の影響に配慮した適正な土地利用の誘導及び公共施設等の配置を図る。

D 局地汚染改善対策

○ 遮音壁の設置

山陽自動車道等の騒音の著しい箇所において遮音壁等の設置が進められてきたが、環境基準の達成率の低い地域等今後も騒音が著しいと認められる箇所には、関係機関と連携・協議のうえ、遮音壁の設置等の対策を進め沿道環境の保全に努める。

表 2-1-10 バイパス等の整備計画

道路名等	事業内容等	距離	事業主体	事業年度
一般国道2号下関拡幅	4車線、6車線へ拡幅	2.7km	国	S50～
一般国道191号下関北バイパス	4車線整備	6.8km	国	H2～
一般国道2号厚狭・埴生バイパス	4車線整備 (H19年度未暫定2車線)	12.6km	国	S48～ H19
一般国道490号宇部拡幅	4車線整備	6.0km	県	H5～
一般国道490号荒瀬バイパス	2車線整備	2.7km	県	H6～
一般国道491号上小月バイパス	4車線整備	2.1km	県	H5～
一般県道西岐波吉見線	宇部市西岐波4車線整備	4.4km	県	H4～ H17
一般県道妻崎開作小野田線	宇部市妻崎開作2車線整備	1.7km	県	H9～ H18
一般県道武久椋野線	下関市武久町	0.4km	県	H7～ H17
都市計画道路宇部湾岸線	宇部市東須恵唐～中央町	4.5km	県	H6～ H23
都市計画道路幡生綾羅木線	下関市幡生町～武久町	1.2km	県	H9～ H19
都市計画道路市道鍋倉草江線	宇部市草江	0.4km	宇部市	H15～
市道武久新垢田西線	下関市武久町	0.65km	下関市	H11～ H17
一般国道435号美祢～豊田バイパス	2車線整備	5.4km	県	H6～
一般国道491号荒木拡幅	2車線整備	0.8km	県	H15～
一般国道491号豊田～油谷バイパス	2車線整備	6.0km	県	H7～
一般県道新下関(停)稗田線	4車線整備	1.1km	県	H15～
一般県道下関川棚線	2車線整備	4.8km	県	H13～

(注) 国土交通省山口河川国道事務所、県道路建設課、都市計画課、各市調べ

表 2-1-11 交差点の改良計画

道路名	地点名	道路延長	事業主体	事業年度
一般国道2号	宇部市瓜生野	0.3 km	国	H18～
一般国道2号	宇部市茶屋	0.3 km	国	H20～
一般国道190号	宇部市藤曲	0.1 km	国	H18～
一般国道190号	宇部市西割	0.3 km	国	H12～ H19 (事業完了)
一般国道190号	宇部市東岐波	0.3 km	国	H17 (事業完了)
一般国道191号	下関市横野3丁目	0.3 km	国	H16～ H17 (事業完了)

(注) 国土交通省山口河川国道事務所、県道路整備課調べ

表 2-1-12 低騒音舗装敷設計画

道路名	地点名	道路延長	事業主体	事業年度
一般国道191号	下関市上新地	1.05 km	国	H18～
一般県道下関港線	下関市椋野	1.3 km	山口県	H21

(注) 国土交通省山口河川国道事務所、県道路整備課調べ

第2章 公害防止対策

第1節 主要課題への対応

2 河川の水質汚濁対策

(1) - 1 武久川のBODに係る水質汚濁対策

エ 講ずる施策及び達成目標

(ア) 達成目標

武久川におけるBODについて、平成16年度に初めて環境基準の達成を果たしたが、引き続き基準の達成を図っていく。このため、下水道のさらなる普及等、流域全体の対策を推進し汚濁負荷の抑制を図ることとする。

(イ) 個別対策

A 排水処理施設の整備

生活排水による水質汚濁負荷量を削減するため、「山口県生活排水浄化対策推進要綱」等に基づき、下水道等の生活排水処理施設の整備促進を図るとともに、普及啓発・実践活動の推進等について、県・市の役割分担に応じて生活排水対策を推進する。

(A) 下水道の整備

当地域の都市内河川における水質保全を図るためには、生活排水等に係る汚濁負荷量の削減が肝要であるため、これまで実施してきた公共下水道の整備を引き続き推進する。

下関市における下水道の整備計画は、表2-1-17のとおりである。

表2-1-17 下水道整備計画

区分	市名	年度	行政人口(千人)	処理人口(千人)
公共下水道	下関市	平成16年度	291.5	169.5
		平成19年度	285.8	184.7
		平成22年度	策定中	策定中

(注) 1 行政人口は、平成16,19年度については住民基本台帳人口(平成17,20年3月末現在)である。平成22年度については、現在新たな下水道計画を策定中であり算出していない。

2 各市調べ

(B) 汚泥再生処理センターの整備等

下関市においてし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するため、表2-1-18のとおり汚泥再生処理センターの整備を行うとともに、現有施設の適正な維持管理等を図る。

表 2 - 1 - 1 8 一般廃棄物処理施設整備計画

区 分	年 度	処理能力	新 増 設	廃 止	
汚泥再生処理センター	平成17年度	358 kℓ/日	198 kℓ/日	80 kℓ/日	
	平成22年度	476 kℓ/日			
	新增施設等の内訳	事業主体	計画内容	着工年度	竣工年度
		下 関 市	198 kℓ/日	平成17年度	平成18年度

(注) 県廃棄物・リサイクル対策課、下関市調べ

(C) 浄化槽(合併処理)の普及促進等

下関市が策定している「生活排水処理基本計画」等に基づき、地域の実情に応じ、「浄化槽設置整備事業費補助金要綱」による補助制度等を活用しつつ、平成17年度から平成22年度の6年間で1,822基の浄化槽(合併処理)の普及促進を図る。

また、建築基準法、浄化槽法、山口県浄化槽保守点検業者登録条例及び「浄化槽の設置等に関する指導要綱」に基づき、浄化槽の適正な設置及び維持管理の指導等に努めるとともに、(社)山口県浄化槽協会と連携し、法定検査の実施率の向上を図る。

B 工場・事業場対策

(A) 法・条例に基づく排水規制等の徹底

水質汚濁防止法及び同法第3条第3項に基づく上乘せ条例並びに山口県公害防止条例に基づき、排水基準及び総量規制基準(COD、全窒素、全りん)の遵守状況を厳重に監視するとともに排水処理施設の改善及び適正な管理等の指導を引き続き実施する。

(B) 小規模事業場排水対策

排水基準等の適用されない小規模事業場に対しては、排水等の実態把握に努めるとともに、汚濁負荷量の削減を指導する。

C 指導・普及・啓発

水系別生活排水浄化対策協議会を設置している水系については、当該協議会の活動等による地域住民に対し生活排水対策の普及・啓発を行う。